

岩手県労働委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県労働委員会

会長 長谷川 大

岩手県労働委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県労働委員会事務局代決専決規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(局長専決事項) 第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(16) [略] (17) 行政文書の開示の決定に関すること。 (18)・(19) [略]	(局長専決事項) 第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(16) [略] (17) 行政文書の開示の決定及び <u>歴史公文書の利用の決定</u> に関すること。 (18)・(19) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。